

原子力防護専門部会

中間報告書（案）

ガラス固化体等の防護の在り方に関する基本的考え方について

平成19年 月

原子力委員会 原子力防護専門部会

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	検討の背景等	1
1-2	本部会における調査・審議	3
第2章	核物質防護の基本的考え方の現状	5
2-1	海外の現状等	5
2-1-1	国際動向等	5
2-1-2	ガラス固化体等の防護措置	5
2-2	国内の現状等	5
2-2-1	核物質防護規制	5
2-2-2	設計基礎脅威（DBT）の適用	6
2-2-3	ガラス固化体等の防護規制	7
2-2-4	ガラス固化体等の防護措置	9
2-2-5	ガラス固化体等の輸送	9
第3章	ガラス固化体等の防護の在り方に関する基本的考え方	11
3-1	防護の必要性	11
3-2	防護の在り方	11
3-2-1	防護の対象	11
3-2-2	防護の基本的考え方	12
3-2-3	その他考慮すべき事項	14
第4章	おわりに	16

第1章 はじめに

1-1. 検討の背景等

(1) 検討の背景

核物質や放射性物質の防護については、原子力政策大綱において、核物質防護条約の改定等の国際的な動向を踏まえて的確な対応に努めるとともに、その制度の在り方について引き続き改良・改善を図っていくこととしています。また、政策評価部会においても、核物質防護に関する取組は国際標準を満たしていることが重要であり、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこととしています。

近年、国際社会においては、核によるテロリズムをめぐって新たな動きが見られます。まず、平成17年4月に「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」（以下では、「核テロ防止条約」といいます。）が国連総会で採択されました。この条約は、核によるテロ行為の防止、同行為の容疑者の訴追や処罰のための効果的かつ実行可能な措置を採るための国際協力を強化することを目的としたもので、我が国は同年9月に署名しています。現在、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為を処罰する「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」案を国会に提出するなど、核テロ防止条約の批准に向けて、我が国では所要の整備が進められています。

また、平成18年7月のG8サミットの際、米露両首脳が、核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」を提唱しました。これを受けて、同年10月に第1回参加国会合がモロッコで開催され、核物質の計量管理、物的防護の強化、民生用原子力施設のセキュリティ向上、核物質の取得等を追求するテロリストに安住の地や経済的資源等を与えることの防止、テロリスト及び核テロ活動を助長する者に対する適切な刑事責任の追及等を規定する十分な国内の法的、規制的枠組みの確保等を意図する措置を参加国が自発的に採るとの「原則に関する声明」を採択しています。

本原子力防護専門部会は、原子力委員会が、関係行政機関が国際動向を踏まえて行っている核物質等の防護に関する検討の状況について聴取した結果、核物質等やそれらを扱う関連施設のそれぞれの特性を

踏まえた合理的、効果的な防護の在り方に関する基本的な考え方等について調査・審議を行うことが適切と判断して設置したもので、その任務は、以下の各項について調査・審議を行うことです。

- ①核物質等やそれらの関連施設に関して、それぞれの特性を踏まえた合理的、効果的な防護に関する基本的考え方について
- ②ガラス固化体等やそれらの関連施設の特徴を踏まえた合理的、効果的な防護に関する基本的考え方について
- ③原子力委員会が指示する事項について

(2) 用語の定義

本報告書における用語の定義は、以下のとおりとします。

①「原子力防護」

核物質、放射性物質又はそれらに関連した施設に関する盗取、妨害破壊行為、不法なアクセス、不法移転その他の不法行為の防止、検知及び対応。

②「核物質」

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第三条第二号に規定する核燃料物質。なお、「核燃料物質」はウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、核燃料物質及び核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（昭和32年政令第325号）で定めるものをいいます。

③「放射性物質」

放射能を有する物質であって、自発的な壊変（アルファ粒子線、ベータ粒子線、中性子線、ガンマ線等の一又は二以上の種類の電離放射線の放出を伴う作用をいいます。）が起こる核種を含み、かつ、放射線を放出する特性又は核分裂する特性により、死、身体の重大な傷害又は財産若しくは環境に対する実質的な損害を引き起こし得るもののうち、核物質以外のもの。

④「妨害破壊行為」

使用、貯蔵若しくは輸送中の核物質若しくは放射性物質又はそれに関連した施設に対して行われる故意の行為であって、放射線被ばく又は核物質若しくは放射性物質の放出に起因して従事者や公衆の健康と安全及び環境に直接又は間接に危害を及ぼす恐れのあるもの。

1-2. 本部会における調査・審議

原子力施設及び国内輸送中の核物質に対しては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下では、「原子炉等規制法」といいます。）等の関係法令において適切な核物質防護対策を採るべきこととされており、原子力事業者は、技術的な事項を含む法令上の要件に従って、防護区域の設定、監視装置の設置、治安機関との連絡体制の整備等を実施しています。また、平成13年9月11日の米国同時多発テロ発生以降、テロをめぐる情勢が国際的に緊迫したことを受けて、緊急時におけるこれらの施設や物質に対する防護対策の在り方が「有事における原子力施設防護対策懇談会」（原子力安全・保安院）で検討され、平成16年の取りまとめを踏まえて、各事業者において対応が行われるとともに、その機能を確かにするために、国民保護法に基づく訓練等が実施されてきています。

これら二つの防護対策の関係は表1のように整理され、本部会が調査・審議の対象とするのはこの表にいう通常時の防護対策に当たります。具体的には、通常時における核物質と放射性物質に対する合理的で効果的な防護の在り方に関する基本的考え方等ということになります。

表1. 原子力施設に係る通常及び緊急時の防護対策等（概念）

	安全対策(Safety) (工学的リスク)	防護対策(Security) (人為的リスク)
通常時	①安全規制 (事故・故障)	②核物質防護 (妨害破壊行為等)
緊急時 (Emergency)	③原子力防災 (原子力災害)	④有事対応 (武力攻撃による原子力災害)

(注1) ①及び②は原子炉等規制法等、③原子力災害対策特別措置法等、④は有事法（国民保護法等）により所要の措置を規定。

(注2) 有事法制の概念では、①～③は「平時」、④は「有事」とみなされる。

(注3) 本分類はあくまで概念分類であり、厳密なものではない。

調査・審議においては、まず、核物質防護に係る動向と現状を踏まえ、核物質等の防護措置のうち、核物質を含む放射性廃棄物であって放射能濃度が高いガラス固化体等を取り扱う廃棄物管理施設等につい

て妨害破壊行為の観点からの防護の在り方に関して基本的考え方を検討しました。本中間報告書は、その結果を取りまとめたものです。

なお、放射性物質の防護の在り方に関する基本的な考え方については、現在、国際的にもガイドラインの整備等の検討が進められていることから、その動向等を踏まえつつ、今後、引き続き検討を行うこととしています。そして、以上の原子力防護の在り方に関する基本的考え方について取りまとめた後、原子力委員会核物質防護専門部会報告書（昭和55年）についても、その後の内外における関連分野の動向を踏まえて見直しを行うこととします。

第2章 核物質防護の基本的考え方の現状

2-1. 海外の現状等

2-1-1. 国際動向等

(1) 国際条約等

核物質の不法な取得及び使用の防止を強化するため、核物質防護条約が一部改正され、平成17年7月にウィーンで採択されました。これまでの核物質防護条約の対象は国際輸送中の核物質ですが、改正後の核物質防護条約は適用範囲を国内輸送、使用又は貯蔵中の核物質及び原子力施設にも拡大しています。

(2) 核物質防護に関する IAEA の勧告

IAEA は、加盟国への指針として、核物質防護に関する勧告を昭和47年に取りまとめました。この勧告は以後、技術進歩や国際動向等を踏まえつつ、加盟国の支持を得て INFCIRC/225（以下では、「IAEA 防護勧告」といいます。）として改訂されてきており、平成11年の改訂版（Rev.4）が最新のものとなっています。

IAEA 防護勧告は、各国が核物質の不法移転及び妨害破壊行為の可能性を最小にするための条件を確立する際の参考となることを示すことを目的として、一連の核物質防護要件等をまとめているものであり、不法移転に係る核物質の区分、使用中及び貯蔵中の核物質等の不法移転又は妨害破壊行為に対する防護要件、輸送中の核物質の防護要件等を含んでいます。

2-1-2. ガラス固化体等の防護措置

英国、仏国、独国及び米国は、ガラス固化体等を保有しています。これらの国においては、ガラス固化体に対して独自に防護措置の在り方を定めて実施しています。長半減期低発熱放射性廃棄物についても低いレベルではありますが、防護措置（米国においては保安措置）が講じられています。

2-2. 国内の現状等

2-2-1. 核物質防護規制

我が国における核物質防護については、昭和52年に改訂された IAEA 防護勧告（Rev.1）を参考として原子力委員会が取りまとめた核物質防護専門部会報告書（昭和55年）及び同報告書に沿った核物

質防護の施策を進めること等を定めた原子力委員会決定「我が国における核物質防護体制の整備について」（昭和56年）に基づき、規制体系が整備されています。

平成5年の同勧告の改訂（Rev.3）に伴い、平成6年に所要の法整備が図られ、その際には、ガラス固化体に関しても関係法令の一部改正が行われました。さらに、平成11年にその改訂の第4版が発行され、サボタージュ（妨害破壊行為）に対する防護要件が従来よりも明確化されるとともに、強化された核物質防護対策の在り方が示されました。これを踏まえて検討が行われた結果として、設計基礎脅威（DBT）の導入、核物質防護検査制度の創設及び核物質防護に係る機密保護制度の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の一部改正が実施され、平成17年12月1日から施行されています。

現在、特定の核燃料物質を取り扱う施設では、原子炉等規制法により、防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設定、見張り人の巡視、情報管理等の防護措置の実施が義務付けられています。また、輸送については、輸送物の性状に応じて、コンテナ等の鍵及び封印、見張り人の配置などの防護措置を採ることが、陸上輸送については原子炉等規制法、海上輸送については船舶安全法に定められています。

現在、原子力安全・保安院においては、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）等を廃棄物管理事業者又は廃棄物埋設事業者が管理又は埋設しようとする際には、原則として、核物質防護のための措置を講じることを求める方向で関係法令の整備に係る検討が行われています。

2-2-2. 設計基礎脅威（DBT）の適用

原子力施設等に対して、それに潜在する放射線影響や核拡散影響の大きさに応じ、比較的低い発生確率と思われるものまでを含めて、様々な人為的脅威を想定し、これらに対して効果的な防護機能を有する措置を特定して、これを整備していくことを求めることは、潜在的な放射線影響及び核拡散影響が著しく大きい施設等に適切な核物質防護措置を整備させる上で有力な方法です。

他方、そうした潜在的影響が大きくないと考えられる原子力施設等には、ある範囲の脅威に対応できると考えられる防護要件を示し、これを整備することを求めること（以下では、「防護措置要件方式」といいます。）でよいと考えられています。

2-2-3. ガラス固化体等の防護規制

ガラス固化体については、ガラス固化され、堅牢な容器に収容されていることから核兵器に転用できる核物質を抽出することは困難です。そこで、これが不法移転の対象となる可能性は極めて低いことから、平成6年の政令の一部改正において、ガラス固化体は法令上防護対象となる特定核物質から除外されました。これは、平成5年に改訂されたIAEA防護勧告（Rev.3）において、ガラス固化体等を念頭に「いかなる原子力活動にも、もはや使用できず、環境への飛散が最小化され、回収が実行不可能な核物質については、慣行による慎重な管理に従って防護することができる。」とされたことを受けるとともに、平成6年に原子力委員会が「ガラス固化体の核物質防護について」において、「改訂されたIAEAガイドラインの規定に従い、ガラス固化体の核物質防護措置については、慣行による慎重な管理に従って防護するものとし、このための所要の法令整備等を図ること。」と決定したことを受けて実施されたものです。このため、現在は、事業者により「慎重な管理による防護」が行われています。（2-2-4. 参照。）

一方、長半減期低発熱放射性廃棄物については、現行法令上、同廃棄物そのものを直接対象とした規定はなく、同廃棄物の中に含まれる特定の核物質の種類と質量、さらには、放射線の強さ等に応じて一律に区分され（表2参照。）その区分に応じて取り扱う施設ごとに不法移転や妨害破壊行為の観点から防護措置が適用されることとなっています。

現在、ガラス固化体とともに同廃棄物を対象とした埋設事業に関する法令の整備が進められていますが、それに伴い、同廃棄物に係る核物質防護規制についても改めて規定することが必要となっています。

表2 原子炉等規制法における核物質防護の区分
(未照射の核物質)

核物質の種類		区分		
		I	II	III
プルトニウム		2kg 以上	500g を超え 2kg 未満	15g を超え 500g 以下
濃縮 ウ ラ ン ※	20%以上	5kg 以上	1kg を超え 5kg 未満	15g を超え 1kg 以下
	10%以上 20%未満		10g 以上	1kg を超え 10kg 未満
	天然ウランの比率 を超え 10%未満			10kg 以上
ウラン-233		2kg 以上	500g を超え 2kg 未満	15g を超え 500g 以下

※濃縮ウランについては、ウラン-235の量を示す。

※※「区分I」～「区分III」は、便宜上そのように表記したもので、法令上は条項により区分されている。

(照射済の核物質)

核物質の種類	区分
照射された核物質であって、1 m離れた地点での空気吸収線量率が1 グレイ毎時以下のもの	未照射核物質の区分に従う
照射された核物質であって、1 m離れた地点での空気吸収線量率が1 グレイ毎時を超えるもの (濃縮度が10%未満の濃縮ウランを除く) (ガラス固化体に含まれているものは除く) ※	未照射核燃料の区分から1ランク下げた区分 (照射前に区分IIIのものとは同区分とする)
天然ウラン、劣化ウラン、トリウム、濃縮度が10%未満の濃縮ウランを照射して、1 m離れた地点での空気吸収線量率が照射直後において1 グレイ毎時を超えていたもの	区分II

※核物質を照射して1 m離れた地点での空気吸収線量率が1 グレイ毎時を超えるガラス固化体に含まれる核物質は、「防護対象特定核燃料物質」から除かれる。

2-2-4. ガラス固化体等の防護措置

国内のガラス固化体については、日本原燃（株）の再処理事業所において1, 180本（平成19年2月末現在）、また、再処理事業として（独）日本原子力研究開発機構において、230本（平成18年12月末現在）保有しています。現状は前述のとおり、法令上の防護対象となる特定の核燃料物質には該当せず、原子炉等規制法に基づく核物質防護措置は要求されていませんが、再処理工場の敷地内にあって、出入許可を受けた者や車両しか施設にアクセスできないこと、施設の入口において出入管理を実施していること、外側は警備員が定期的に巡視、内側は保安上の措置として運転員が定期的に巡視するなど、慎重な管理が実施されています。

また、長半減期低発熱放射性廃棄物については、（独）日本原子力研究開発機構の再処理施設、日本原燃（株）の再処理事業所等において、合計約9万本相当（200ℓドラム缶換算。平成18年3月末現在。放射能濃度の低いものを含みます。）を保有しており、再処理施設等における法令上の防護措置として、防護のための区域を設定し、出入管理や監視、連絡通報体制の整備等の措置が採られています。

2-2-5. ガラス固化体等の輸送

海外からのガラス固化体の返還については、「慣行による慎重な管理に従って防護」することとなっています。実際の海上輸送においては、法令に基づく核物質防護措置は要求されていませんが、ガラス固化体を堅牢な専用の輸送容器に収めるとともに、接近する物体を早期に捕捉できるレーダーを搭載した船により輸送するなど、慎重な管理が実施されています。さらに、衛星を通じて24時間体制で輸送船の位置が把握されています。

また、海上輸送の際は、ガラス固化体の所有者、数量、安全データ、出港日、輸送ルート等の情報が所有者の電気事業者により公表されています。

なお、これまで長半減期低発熱放射性廃棄物については、海外からの返還に伴う輸送の実績はありません。

また、特定の核物質の海上輸送に当たっては、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の規定に基づき輸送容器・コンテナの施錠又は封印及び運送責任者の配置等の核物質防護措置が義務付けられており、日本の法令の適用の及ぶ範囲に船舶がある場合は、日本国籍船、外国籍

船は同じ基準が適用され、公海上においては、核物質防護条約により一定の措置が採られることとなっています。

第3章 ガラス固化体等の防護の在り方に関する基本的考え方

3-1. 防護の必要性

核物質を含む放射能濃度の高い放射性廃棄物は、キャニスター、処分容器等の堅固な容器に収容され、ガラス固化、モルタル充填等がなされています。このため、高い放射能濃度により盗取を目的として対象物自体に接近することの困難性に加え、核兵器に転用可能な核物質の抽出の困難性等の特徴を有するので、不法移転の観点からは従前どおり防護する必要性は低いと考えられます。

しかしながら、近年、テロリスト等の不法行為者から核物質及び原子力施設を防護する観点から、対策の措置の強化が求められ、講じられてきています。これが、こうした脅威を想定すべき社会的環境になってきていることによれば、従来、盗取等不法移転の脅威に対しては慣行による慎重な管理に従って防護することによってきたガラス固化体についても、それを取り扱う施設については、妨害破壊行為がもたらす環境や公衆に対する放射線影響の大きさを考えた場合には、不法行為者にとって魅力的な対象になり得ます。また、長半減期低発熱放射性廃棄物についても、放射能濃度が高いものを取り扱う施設については、ガラス固化体と同様に不法行為者に魅力的な対象になると考えられます。そこで、核物質を含む放射性廃棄物であって放射能濃度が高いもの及びそれを取り扱う施設については、不法行為者による妨害破壊行為に対して防護することが必要と言えます。

なお、欧米主要国においては、ガラス固化体や長半減期低発熱放射性廃棄物及びそれらを取り扱う施設に対して妨害破壊行為に係るリスクを低くする観点から核物質防護の対象としていますので、我が国においてこの観点から核物質防護の対象とすることは、国際社会の動向に整合することでもあると言えます。

3-2. 防護の在り方

3-2-1. 防護の対象

3-1. の主旨を踏まえれば、以下の対象物を取り扱う対象施設及びその対象物を妨害破壊行為に対して防護すべき対象とすることが適切です。

(1) 対象物

核物質を含む以下の放射性廃棄物。

①ガラス固化体（高レベル放射性廃棄物）

- ②長半減期低発熱放射性廃棄物：ただし、放射能濃度の低いものとして浅地中処分対象となるものを除きます。

(参考) ガラス固化体等の仕様 (例示)

	ガラス固化体の仕様 (例示)	長半減期低発熱放射性廃棄物仕様 (例示)
容器	ステンレス鋼製 厚さ 6mm	鋼鉄製 厚さ 5cm 以上
廃棄体重量	0.5ton/本	10~21ton/本
放射能濃度	4E15Bq/本	最大 3.5E15Bq/本
堅固性	ガラスで固化	不燃性固体

(2) 対象施設

(1) の対象物を取り扱う以下の施設。

- ①廃棄物埋設施設：ガラス固化体の地層処分施設及び長半減期低発熱放射性廃棄物の余裕深度処分施設及び地層処分施設。
- ②廃棄物管理施設：最終処分までの間、対象物の管理を行う施設。ただし、①の施設に含まれるものを除きます。例えば、再処理施設等の附属設備として対象物の管理を行う施設は、本施設に該当します。

なお、現在、具体的に想定される対象施設は、上述の施設に限られますが、今後、対象となり得る新たな施設が想定される場合には、改めて検討することとします。

3-2-2. 防護の基本的考え方

(1) 妨害破壊行為の観点からの防護の考え方

最新の IAEA 防護勧告 (Rev.4) は、妨害破壊行為の観点からの防護は以下の基本的考え方によることとしています。この考え方は、今回検討対象とした対象物及び対象施設についても適用することが適切です。

- ①防護の目的は、警備員又は対応部隊が適時に対応して妨害破壊行為の達成を防ぐことを可能とするために、一連の防護措置を用いて核物質等への接近を妨げ、若しくは遅延させること。
- ②国は、対象物及び対象施設の特徴、想定される脅威等を踏まえ

て、防護のための区域の設定を含む一連の防護措置を整備させること。

また、今回検討の対象とした対象物及び対象施設は以下の特徴を有します。

- ①対象物であるガラス固化体等は、キャニスター、処分容器等の堅固な容器に收容されるとともに、容器に收容されている放射性廃棄物は、ガラス固化やモルタル充填等がなされることにより容易には環境に飛散しにくくなっている。
- ②対象施設である廃棄物管理施設等は、放射能の高い対象物を多量に取り扱うものの、それに関する放射線遮へいの観点から厚いコンクリート壁を有するなど堅固な構造物になっている。
- ③対象施設は、原子力発電所のように原子炉の異常な運転により内包する大量の核分裂生成物の環境への拡散が拡大するという施設固有の能力は有していない。

これらのことから、対象物及び対象施設については、それらに対する妨害破壊行為が公衆等に与える潜在的放射線影響が著しく大きいとは言えませんので、防護措置の整備に当たっては、DBTを策定する方式ではなく、防護措置要件方式を採用してよいものと言えます。

(2) 国が示すべき防護要件の考え方

対象物及び対象施設が有する前述の特徴を踏まえれば、多重の区域の整備による厳格な防護措置を求めることの必要性は高いとは言えませんので、対象施設においては、防護のための区域の整備を多重としない範囲で防護要件として求めることが適切と考えます。

防護のための区域は、対象施設への接近を妨げ又は遅延させることを目的として整備されるものです。したがって、その整備とは、その外側との間に管理されない入域を制限する障壁を設け、その行為を検知することができる措置等を講じることがをいいます。対象施設の場合には、この目的を達成するために、例えば、以下の措置を講じることがを求めるのが適切と考えます。

- ① 出入口管理、入域制限等の区域の出入管理。
- ② 監視装置や見張人による巡視等の区域の監視。
- ③ 異常時の連絡通報体制の整備。

④ 緊急時の対応計画の作成や防護に係る教育・訓練等の対応体制の確立。

なお、廃棄物埋設施設においては、地上施設と坑道を介して地下深くに設置される地下施設を有することが想定されますが、地下施設については、施設への接近方法が限られることを踏まえ、例えば、坑道の入口における出入管理を求めることとし、巡視等は求めないなど、具体的特徴に応じた要件とすることが適切と考えます。

(3) 輸送中の妨害破壊行為に対する考え方

対象物の輸送に関しては、現在のところ、主として海上輸送が想定されますが、海上での妨害破壊行為は公衆への影響が限られています。また、陸上輸送に関しても、対象物の1度の輸送量が限られることに加え、対象物の輸送経路は専用の輸送路を含め、公衆の立ち入りが少ない場所を経路としており、輸送中の妨害破壊行為による公衆への影響は限られています。このため、不法行為者にとっての魅力は低いと考えられ、妨害破壊行為の観点からは、現在のところ、対象物の輸送については、防護の対象とする必要性は低いものと考えます。なお、対象物の輸送に関し、今後の状況変化等が生じた場合には、改めて検討することとします。

3-2-3. その他考慮すべき事項

最新のIAEA防護勧告(Rev.4)には、以下のような安全と防護の担当者間の連携の考え方が示されています。今回の検討においても、効果的・効率的な対応を図る観点から、このような考え方は採用されるべきであると考えます。このため、対象施設は、核物質防護規制に加えて、安全規制及び保証措置規制の対象にもなりますが、国は、事業者が各分野の担当者の連携の下にこれらの規制要件を同時に満足できる対応を行うことを排除しないこととするのが適切と考えます。

(IAEA防護勧告7. 1. 1.)

核物質又は原子力施設に対する妨害破壊行為は、職員に対する放射線危害、環境に対する放射能汚染又は、公衆に対するの被ばくを起し得る。放射線危害は、考慮される脅威、核物質の種類、核物質及びそれに含まれる核分裂生成物の保有量、施設又は輸送物の設計及びそれらの安全性に大きく依存する。したがって、妨害破壊行為とそれに伴う放射線影響の可能性に関する、プラント固有の又は

輸送物の設計の評価については、安全関係及び核物質防護関係の担当者間の緊密な協議によって行われなければならない。

第4章 おわりに

近年、テロリスト等の不法行為者から防護することも必要とされるようになってきていることや海外の防護措置の状況等を踏まえ、妨害破壊行為の観点から、核物質を含む放射性廃棄物であって放射能濃度が高いものとして、ガラス固化体等及びそれらを取り扱う廃棄物関連施設を防護の対象とすることが適切としました。また、それらの防護の在り方に関する基本的考え方として、国が対象施設に対する一定の脅威を考慮して講じるべき防護措置の要件を示すこととし、要件の考え方を示しました。

今後は、国際的な検討状況を踏まえつつ、放射性物質の防護の在り方に関する基本的考え方等について引き続き検討を行うこととしています。

(付録 1)

原子力委員会 原子力防護専門部会の開催実績

- 準備会合
(2006年12月27日(水) 10:00～12:00)
[議題]
 - (1) 原子力防護に関する経緯と現状
 - (2) 原子力防護の在り方の基本的考え方に関する検討課題(案)

- 第1回専門部会
(2007年2月16日(金) 10:00～12:00)
[議題]
 - (1) 部会長の選出
 - (2) 本専門部会における用語の定義等
 - (3) 原子力防護に係る論点の整理等
 - (4) 関係機関における原子力防護の取組状況等のヒアリング

- 第2回専門部会
(2007年3月12日(月) 10:00～12:00)
[議題]
 - (1) 関係機関における原子力防護等の取組状況のヒアリング
 - (2) 中間報告に向けた検討

- 第3回専門部会
(2007年3月23日(金) 9:30～11:30)

(付録2)

原子力委員会 原子力防護専門部会名簿

(部会長)	内藤 香	(財) 核物質管理センター専務理事
	青山 繁晴	(株) 独立総合研究所代表取締役社長兼首席 研究員
	川上 泰	(財) 原子力安全研究協会研究参与
	衣笠 達也	(財) 原子力安全研究協会放射線災害医療 研究所副所長
	高橋 滋	一橋大学大学院法学研究科教授
	東嶋 和子	ジャーナリスト
	山本 英明	(独) 日本原子力研究開発機構東海研究開発 センター原子力科学研究所放射線管理部 放射線管理第1課課長

計7名

(2007年3月〇日現在)

(付録3)

(参考1) 原子力政策大綱における核物質防護に係る記述

2-1-2. 核物質防護対策

放射性物質や核物質の防護については、米国同時多発テロ等を契機として国際的にこれを強化する動きが高まった。これに対応して原子炉等規制法が改正され、設計基礎脅威の策定や核物質防護検査制度の導入、核物質防護に係る秘密保持義務規定の創設等の規制強化が行われた。また、2005年7月、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の強化のため、核物質防護条約の改正がIAEAで採択され、今後我が国でも、その締結に向けて必要な検討を行っていく必要がある。これに基づいて、国や事業者等は的確な対応に努めるとともに、その制度のあり方について引き続き改良・改善を図っていくことが重要である。

有事対策について、関係法令が整備されたことを踏まえ、国や事業者等が適切な対応をとるとともに、その実効性を確保する観点から地方公共団体と積極的に共同していくことが重要である。

(参考2) 「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について」(平成18年8月17日、原子力委員会政策評価部会)に係る記述

第4章 結論

(7)核物質防護対策

国及び事業者等は、原子力政策大綱に示された基本的考え方を踏まえて、核物質防護対策に関する取組の整備・充実を図ってきていると判断します。

これらの取組は国際標準を満たしていることが重要ですから、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこと、また、現場における取組が万一の事態において確実に機能を果たすことが重要ですから、定期的な訓練等を通じてそのことを確認し、さらにはその結果の評価等を踏まえてシステム信頼性の維持・向上を図っていくことを期待します。